

在外選挙人名簿登録についてのご案内

皆様既にご承知のことと存じますが、本年夏には参議院議員通常選挙の実施が予定されております。

海外から日本の国政選挙への投票には、あらかじめ在外選挙人名簿に登録し、在外選挙人証を取得しておくことが必要となります。年齢満18歳以上で、在外選挙人証をお持ちでない方は、以下の手続きにより選挙人証を取得することができます。なお、登録申請を行い、在外選挙人証がお手元に届くまでには、通常2～3ヶ月ほどの時間がかかりますので、お早めに登録申請を行っていただけますようお願いいたします。

○ 在外選挙人登録手続きについて

(登録資格)

- 1 日本国籍をお持ちの方
- 2 年齢が満18歳以上の方
- 3 国外にお住まいの方で3ヶ月以上現在の住所にお住まいの方（又は居住予定の方）

注1：日本で住民登録の国外転出届の手続きを行っておく必要があります。

注2：登録申請の手続きは3ヶ月以内でも可能ですが、申請書等の書類の日本への発送は現在の住所に居住してから3ヶ月経過後となります。

(申請書の提出方法)

- 1 申請者ご本人が直接当大使館で申請する方法。
- 2 申請者の同居家族を通じた申請方法。
- 3 日本国内の市区町村役場において、国外転出の届出日から同転出届に記載された転出予定日までの間に申請する方法。

注：上記3. の日本国内での手続きの詳細につきましては、届出を行う市区町村役場にご確認ください。

(必要書類)

- 1 申請者ご本人による申請
 - (1) 登録申請書（以下のウェブサイト又は当館窓口で入手可能です）
 - (2) 申請者ご本人の日本国旅券（パスポート）又は公的機関が発行した写真付身分証明書
 - (3) 現在の住所にお住まいの事実が確認できる書類（運転免許、住宅賃貸契約書等）
注：上記（3）は現在の住所で在留届を既に当館にご提出いただいている場合は不要です。
- 2 同居家族を通じた申請
上記申請者ご本人による申請の必要書類に加え、以下の書類が必要となります。
 - (1) 申請者ご本人が自署した申出書
 - (2) 申請を行う同居家族の日本国旅券

(その他)

- 1 申請書へは「本籍地」、「日本で住民票に記載されていた最終住所地」等の日本国内での情報を記載する項目が複数ありますので、申請前にそれらの情報を事前にご確認願います。
- 2 当館では来館者の皆様の待ち時間を出来るだけ少なくし、スムーズな手続きを提供できるように、来館日時の事前予約をお願いしておりますので、具体的来館日時がきまりましたら、ご連絡の程お願いいたします。

○ 在外選挙についての各種ご案内につきましては、以下のウェブサイト等でもご確認頂くことができます。

(外務省ウェブサイト)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

(総務省ウェブサイト)

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/index.html

(登録申請書等各種書式のダウンロードサイト)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

(問い合わせ先)

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: <http://www.israel.emb-japan.go.jp/html/indexjp.html>

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>